

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和7年6月30日

由利本荘市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				岩城	無	令和6年度～令和10年度	高畠地区農業活動組織
○				由利	無	令和6年度～令和10年度	小菅野活動組織
○				由利	無	令和4年度～令和8年度	町村蒲田環境保全活動組織
○				由利	無	令和3年度～令和7年度	ニタ子地区活動組織
○				大内	無	令和3年度～令和11年度	深沢保全の会
○				東由利	無	令和3年度～令和8年度	大琴環境保全組合
○				東由利	無	令和6年度～令和10年度	桧沢協働組合
○				東由利	無	令和6年度～令和10年度	高倉環境保全活動組織
○				東由利	無	令和2年度～令和7年度	上里環境保全組織
○				東由利	無	令和2年度～令和9年度	六沢環境保全組織
○				鳥海	無	平成29年度～令和7年度	上直根環境保全組合
○				鳥海	無	平成30年度～令和7年度	小川第2環境保全組合
○				鳥海	無	令和6年度～令和10年度	栗沢環境保全組合
○				鳥海	無	令和3年度～令和7年度	笹子西部第1環境保全組合